

# 眞壁とし子氏 vs キヤノン電子労働組合 仮処分事件の

## 抗告許可申立事件の棄却 について

2012・8・29 大口昭彦

- 1 眞壁氏は、キヤノン電子労働組合（以下「組合」という）による違法不当な解雇に対し闘い続けてきているところ、この解雇処分に対する解雇無効確認の仮処分申立事件についての抗告審に於いて、東京高裁第22民事部（加藤新太郎裁判長）は、7月18日、この解雇を有効とした、さいたま地裁秩父支部の原決定を維持して、眞壁氏に対する敗訴決定を下した。

内容は、極めてお粗末で（一部は地裁決定より更に後退）、この間東京高裁では異例の審尋を3回も開催したのは一体何であったのか・・・、眞壁氏は勿論のこと、この闘争に関わっている全員が強い怒りを感じ、労働組合であるにもかかわらず不当な解雇を行ったことを決して許さないとの断固たる決意のもとに、新たな闘争が開始されている。

- 2 そのような闘争として直ちに、眞壁氏はこの不当決定に対する司法手続上の闘争として、民事訴訟法の規定に従って、「特別抗告申立」と「抗告許可申立」を行った。

しかるに、この抗告許可申立に対して、東京高裁第22民事部は8月15日、早々とこれに対する棄却決定を下してきた。

- 3 ところで、この「抗告許可申立」という聞き慣れない裁判は、一体何のことであろうか？

本文では以下に、この制度の概略を説明すると共に、その問題性について考えてみたいと思います。

（決定文自体は、例によって「抗告を許可すべき理由は認められない」と言うだけの、木で鼻をくくったいわゆる「三行り半判決」であって、全く主権者を馬鹿にしたものである。もっとも、内容を論じ出したならば、裁判というものの骨格であるはずの<論理>というものを重んじる限りは、眞壁氏敗訴の結論を導出することは絶対に出来ない。決定文は、要するに常套的遁辞であるのである。

なお、高裁決定の内容に対する批判については、別の機会に譲り、ここでは、抗告許可制度の問題性に絞って問題を提起してみることにする。）

4 「抗告許可申立」（「許可抗告申立」と呼ばれることもある。余り気にする必要はないであろう）とは何か？

（なお、以下に於て、「上告」とは高裁の行った「判決」について最高裁に上訴すること、「特別抗告」とは高裁の行った「決定」について最高裁に上訴する場合の申立形式のことである。

今次の、眞壁氏の抗告に対する棄却は「決定」で行われたので、最高裁への「特別抗告」が問題になったのである。）

① これは、オリックスの宮内義彦会長などが、その有力なメンバーの一人として主導した、2001年6月の「司法制度改革審議会【意見書】」に、その基本思想を露わに宣言した今次のいわゆる司法改悪に先だって、同様の司法政策思想に基づいて（また同様に弁護士会を取込みつつ遂行された）、民事訴訟法改悪の一環として、民事訴訟法337条に新設された制度である。

② これは、従前の、最高裁に対する「特別抗告」制度を二分して、特別抗告の他に別の訴訟類型として設けられたものである。丁度、最高裁への上告制度を二分して、「上告」（民訴法312条）の他に「上告受理申立」（同318条）という別の訴訟類型が新たに設置されたことと符節を合しているものである。内容も類似している。

③ ところで、「新たな訴訟類型として設けられた」などという、「国民の訴訟行為の選択肢が増えた。」「訴権が拡大された。」などとの語感が一見無きにしもあらずであるかもしれないが、実際は全くの逆である。

この制度改変は逆に、国民の訴訟行為の選択肢を制限し、訴権を後退させたもの以外の何ものでもない。とりわけ、「許可抗告」制度はそうである。

④ 要するに、この制度の改変は、最高裁への上訴手続については、従前全て最高裁への上訴理由として認められていた事由を厳格に分別し、本来的な上訴理由は概ねそのうちの「憲法違反」に関するものに限定し、それ以外は原則オミットし、一定の例外の場合だけを最高裁が取上げて審理しようというものである。

（i なお、当初は、「上告受理申立」などという制度は構想されてはいなかった。すなわち、最高裁の職務は、憲法違反の有無の審理にだけ限定されよ

うとしていたのであった。

しかし、さすがにそれは余りに狭すぎるとの批判があり、しぶしぶ上告受理申立制度が設けられ、最高裁が「法令の解釈上重要な問題を含むと認めた場合」「判例違反の問題があると認めた場合」に限って、例外的に上告事件として受理して審理するというにされたのである。）

- ii 抗告許可制度も、内容的には同じである。最高裁への特別抗告は、原則として憲法違反以外には認めず、「重要な法令解釈上の問題を含むと認められる場合」「判例違反が存すると認められる場合」にだけ例外的に、最高裁への抗告を許可しようというものである（それゆえに「許可」抗告と命名されている）。

（ただし、ここには、では「その許可・不許可は誰が決めるのか？」という重大な問題が存しており、現行許可抗告制度はこの点に於て、決定的に反国民的・反民衆的なものである。・・・この問題については後述する。）

- ⑤ その理由は、「現行制度では、従前から『濫上訴』が多くて、最高裁判事の負担が大きすぎる。真に上告・特別抗告に値するものだけを取上げて、充実した審理を行って、迅速な裁判によって国民の負託に応える」と説明された。

一見もっともらしく思われなくもないが、ここには重大な問題がある。

- i まず、「濫」というのは、あくまで司法官僚である裁判官から見た評価であって、切実な立場・気持から、最高裁に最後の望みを抱いて上訴した国民の価値観・事件観とは決定的に立場・評価基準を異にしているということが考えられなければならない。

「・・・単に法令違反を言うものであって、適法な上告理由に当たらず・・・云々」などという、最高裁決まり文句に憤慨した経験の無い当事者は決して少なくないであろう。価値観・評価基準が決定的に違っているのである。

このようにして、重要な法律問題に対する最高裁の逃げ腰・判断放棄による責任放棄が合理化されてきた。

そして、幾多の重要案件が中身には入られること無く、門前払いされ続けてきたのである。

- ii 上告制度の改悪によって、更にこの篩いが細密化厳格化され、最初の法的判断のみによってふるい分けられ、殆ど全ての案件が実体・中身の審理に入ること無く、最高裁からオミットされるという構造になったのである。

iii 最高裁判事の過重負担ということが真実存在するのであるならば、最高裁判調査官制度の更なる充実等によつての解決が図られるべきであつて、だから上訴事件数を減らそうというのは、まさに本末転倒以外の何ものでもなく、まさに「国民に開かれた司法」などとの謳い文句の羊頭狗肉性が露呈されたものである。

(なお、「お母さん！ まだ最高裁があるんだ！」は、八海事件裁判に於ける有名な場面であるが、極めて遺憾ながら今日、「まだ、最高裁がある。」は検察や行政機関が言う台詞であつて、国民にとっては多く不安と怨嗟の意味を以てしか言えないのが現実である。

しかし、この問題は更に別の大きな問題にも関連するものである。ここでは、国民に与えられた最後の機会の制限という面から論じることとする。)

⑥ ところで、ここで強調されている「迅速な裁判」は問題である。たしかに、「迅速な裁判」は、憲法37条で保障された重要な基本的人権であつて、裁判が遅い方がよい、遅くてよいなどということ言うことは出来ない。「遅延した裁判は救済の放棄である」とまで言われる。

しかし、ここで大切なことがある。それは「迅速な裁判」が理想であり、現実をそれに近づけることが重要だとして、「では、誰のために、どのように速いのか・・・？」を問うこと無く、「ただただ速ければ、それでよいのか？」ということである。

上記の、最高裁への上訴制限の問題は、このことが端的に示されている一箇の場面である。

例えば、民事事件に於いても、1日に何人もの証人調を一挙に行つてしまう「集中審理」がすっかり一般化してしまつたが、社会的に力のある当事者でなくては、本来必要である訴訟準備を行う事は困難であろう。或いは、何でもかでも「陳述書」という弁護士の作文によつて心証形成をしてしまい、証人尋問の意義が極端に低下し、形式化してしまつている現状はどうか……。陳述書で代替され、採用される証人も減少している。これらは、国民の「裁判を受ける権利」の伸張充実を意味しているであろうか。

或いは刑事事件の場合、どんな事件であつても原則2週間で審理してしまうという裁判員裁判はどうであろうか……。このような法廷の終日連続開廷に対応できる弁護士は、余程の基盤が無ければ出来るものではない。しかも、

一方で保釈率は低下し、無用有害であり、防禦活動の支障となる接見禁止処分は拡大される一方である。そのようにされながら「身柄事件だから急がなければならない」とされ、急速な訴訟進行が合理化されてきている。

一体誰のための「迅速な裁判」であるのか。

国家がこれを望んでいることは明らかである。前記の司法制度改革審議会の最終の「意見書」に於ても、「社会的逸脱行為に対する司法による迅速な是正」と言った趣旨のことが強調されている。現在進行している司法改革なるものの本質がここには尽くされている。

ということは、「迅速な裁判」ということは我々にとっても理想なのであるが、しかし、この普遍的一般的理念について、形式主義的にこれに対してはならないのであって、「誰のためにどのように速いのか」を問わないで「迅速な裁判」を云々することは、結局、国家の政策に同化し、むしろこれの担い手に活用されてゆく役割を果たす以外の何ものでもないのである。いわゆる中坊路線以降の弁護士会のあり方は、このことを如実に示しているであろう。

我々は、このことを肝に銘じて、現在の司法の流れに対してゆかなければならない。

⑦ 最後に、抗告許可制度の最大の問題性について述べておきたい。

i 先に、「では、最高裁への抗告を許すかどうかは、一体誰が判断するのか？」の問題を指摘しておいた。

それは誰か。それは、何と当事者が批判して上級審の判断にかからしめようとしている決定を出した、当の高等裁判所自身であるのである。眞壁氏の抗告を審理し、ナンセンス極まりない決定を出した東京高裁第22民事部（加藤新太郎裁判長）自身が、最高裁で再吟味されることについての許可・不許可を決めるというのである！自作自演・八百長裁判も極まれりというほかない。

ii そもそも、原棄却決定を出した当の裁判部が、それを批判すべき上級審への上訴を許可するなどということは、殆どといってよいほどありえない事である。

その根拠は、誰も自身を批判するものを嫌うという一般論以上に、具体的にも理由がある。すなわち、それは例えば「法令の重要な解釈問題があるかどうか認定する」というが、そもそも当該問題の存在性・解釈の重要性につ

いて、何ら自覚・認識が無いからこそ当該内容の決定が出ているのだ、という基本的構造に存している。すなわち「解釈上の重要問題がない」と考えたからこそ、それに基づいて棄却決定を行った裁判官が、どうして「解釈上の重要問題があるから抗告を許可する」という判断をすることがあるであろうかということである。

iii 本件の場合に即すると、解雇制度についての法律論の問題が存する。(他にも存在しているが、典型的なこの問題を取上げることとする。)

ア 加藤新太郎裁判長は審尋に於いて、「解雇には、普通解雇と懲戒解雇しか存在しない」と強調し、その懲戒解雇の中にも「狭義の懲戒解雇」と「いわゆる諭旨解雇」の制度的範疇の別があるということを認めようとはしなかった。(東京労働局「しっかりマスター労働基準法 一解雇編一 『解雇のルール』を確認しましょう」短縮 URL <http://goo.gl/LzDJv>)

そのような誤った解釈に立脚した上で、決定に於いては「組合(使用者)が普通解雇に伴う手続しかとっていないから、本件は普通解雇である」などとの噴飯ものであるような同義反復を行って、「したがって、本件解雇手続に違法はない」などと託宣したのであった。

イ なぜ噴飯ものであるのか。それは、

「本件解雇は実質諭旨解雇であるから、懲戒解雇の一範疇の解雇である。したがって懲戒手続が必須でなのであるところ、これを行っていないから違法である。」

との論点に対して、これを否定するというのであれば、

「本件は諭旨解雇ではない。したがって懲戒処分ではない。だから、懲戒手続は不要である。」

という議論こそが、証拠に基づいて実体的に展開されなければならないはずである。しかし、そのような論理の展開は皆無であって、要するに「使用者が普通解雇形式で解雇しているから、これは普通解雇である。だから・・・」などとの、まさに珍妙というほかない議論で、眞壁氏を敗訴にしているのである。

ウ ところで、何故にこのような珍妙で噴飯ものの、およそ裁判で必須であるはずの「理由」とは到底言えないような議論がなされているの

か・・・？

それは、「解雇には普通解雇と懲戒解雇しか存在しない」として、(大きく言えば、それはそのとおりであるが) その懲戒解雇の中に、その形態・効果等に於いて歴然たる相異の存する「狭義の懲戒解雇」と「いわゆる論旨解雇」という2範疇が存するという、労働法上の法理を無視した認識不足が存在していたからである。

エ いずれにせよ、このような認識不足によって、東京高裁第22民事部は「本件解雇に懲戒手続は不要であった」として、抗告棄却の決定を下した。

オ しかるに、この当然同じ認識の裁判官が「懲戒解雇には2種類あると考えるべきであるか、重要な問題である」と考えて、「では、眞壁氏に最高裁の判断を仰がしめよう」と考えて、「最高裁への抗告を許可する」などと言うであろうか。そんなことはありえないのである。まさに茶番としか言いようがない。

カ しかし、このようにして、眞壁氏が解雇の手続問題で、最高裁の裁判官が東京高裁第22民事部の裁判官よりももっとまともな認識を有していることを期待して、その判断を委ねる機会は、第22民事部によって、更には、この許可抗告の制度自体によって奪われてしまったのである。

## 5 結語

いずれにせよ、現在の改悪司法の流れに於いて、眞壁氏は不当に敗訴させられ、最高裁闘争も制限されてしまっているのであるが、もちろん、そのようなことによって眞壁氏の存在が規定され、その正当性がそこなわれるなどというものでは全くありえない。

上記のとおり、話にもならない二重の不当決定に対する怒りをバネに、更に展開されてゆくであろう不当解雇に対する根柢的な闘争に、我々代理人団も固く連帯して闘ってゆく決意を述べて、この小文を了えることとします。

以上